

## 宮代町空き家バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、町内の空き家を有効活用することにより、空き家が管理不全な状態になることを防止するため、空き家バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き家 町内に所在する建築物その他の工作物及びその敷地であつて、現に使用されていないもの又は近く使用されなくなる予定があるものをいう。ただし、民間事業による賃貸、分譲等を目的とするものを除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができるものをいう。
- (3) 空き家バンク 空き家を売却又は賃貸を希望する所有者等から申請のあつた当該空き家に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対して情報を提供する制度をいう。
- (4) 全国版空き家バンク 国土交通省が選定した事業者が運営し、地方自治体により設置された空き家バンクに登録されている空き家情報等を集約化することで全国の空き家情報等を公開し、提供する制度をいう。
- (5) 媒介業者 町と空き家バンクの実施に関し、協定を締結している組織(以下「協会」という。)に加盟する宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

### (物件登録の要件)

第4条 町長は、次のいずれかに該当する空き家については、空き家バンクに登録しないものとする。

- (1) 既に宅地建物取引業者に媒介等を依頼している空き家
- (2) 建築基準法、その他関係法令に違反している空き家
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める空き家

### (物件登録申込み等)

第5条 空き家バンクに空き家の情報を登録しようとする所有者等(以下「登録申込者」という。)は、宮代町空き家バンク物件登録申込書(様式第1号)及び宮代町空き家バンク物件登録カード(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の状態が確認できる書類
- (2) 空き家の所有者等であることが確認できる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により登録の申込みを受けたときは、その内容の確認及び現地調査等を行い、登録の可否を決定し、宮代町空き家バンク物件登録(不登録)決定通知書(様式第3号)により当該登録申込者に通知するものとする。

3 物件登録の期間は、前項の規定により登録を決定した日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までとする。

4 町長は、物件登録をしていない空き家について、当該空き家の所有者等に対して、物件登録を勧めることができる。

(物件登録の更新)

第6条 前条第2項の規定により登録の決定を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録期間の満了後も引き続き登録を希望するときは、当該登録期間が満了する日の3月前までに、宮代町空き家バンク物件登録期間延長申出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(物件登録事項の変更)

第7条 登録者は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに宮代町空き家バンク物件登録事項変更届出書(様式第5号)にその変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に提出しなければならない。

(物件登録の取消し)

第8条 登録者は空き家バンクに登録された空き家に関する登録の取消しを求めるときは、宮代町空き家バンク物件登録取消申出書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家に関する登録を取消するとともに、宮代町空き家バンク物件登録取消通知書(様式第7号)により当該空き家登録者に通知するものとする。

(1) 前項の規定による申出書の提出があったとき。

(2) 第6条に規定する更新がなされないとき。

(3) 第11条第5項の規定による報告により、売買又は賃貸借の契約締結が確認されたとき。

(4) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

(情報の公開)

第9条 町長は、登録された空き家の情報(当該登録に係る登録者の個人情報を除く。)について、全国版空き家バンクを通じて広く公開するものとする。

(交渉申込み等)

第10条 登録された空き家の利用希望者は、宮代町空き家バンク交渉申込書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、宮代町空き家バンク交渉申込通知書(登録者用)(様式第9号)及び宮代町空き家バンク交渉申込通知書(媒介業者用)(様式第10号)により、当該申込みに係る通知をするものとする。

(媒介業者の選任等)

第11条 町長は、第5条第1項の規定による物件登録の申込があったときは、協会に対し、宮代町空き家バンク担当媒介業者選任依頼書(様式第11号)により、媒介業者の選任を求めることができる。

2 協会は、前項による依頼があったときは、町内に所属する媒介業者の中から担当媒介業者を選任し、宮代町空き家バンク担当媒介業者選任報告書(様式第12号)により、町長へ報告するものとする。

3 前項の規定により選任された媒介業者は、空き家の調査及び売買又は賃貸借の交渉を行うものとし、当該空き家に対する確認、調査結果、問合せ及び交渉の経過について、

必要に応じて町長へ報告するものとする。

- 4 町長は、登録者と利用希望者が行う交渉及び売買又は賃貸借に関する契約については、直接これに関与しないものとする。
- 5 媒介業者は、媒介業務が終了したときは、その結果を宮代町空き家バンク交渉結果報告書（様式第13号）により、速やかに町長に報告するものとする。
- 6 交渉及び契約に関する一切の紛争については、登録者、利用希望者及び媒介業者の間で解決しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年3月19日から施行する。